

第6次寒川町行政改革プラン

『寒川町が快適で住みやすく、
さらに発展していくために』

平成27年3月

寒 川 町

目 次

1. これまでの町の行政改革	3ページ
2. 町を取り巻く今の状況	4ページ
3. 第6次行政改革プランの必要性	4ページ
4. 第6次行政改革プランの目標	5ページ
5. 目標の実現に向けた取り組み	6ページ
6. 取り組み内容の詳細	7ページ
《参考掲載》第6次寒川町行政改革プラン 取り組み想定内容	8ページ
7. 第6次行政改革プランの期間	9ページ
8. 推進体制	9ページ
9. モニタリング項目	9ページ

1. これまでの町の行政改革

本町の行政改革については、昭和63年に策定した第1次行政改革大綱に始まり、その後、第2次、第3次、第4次、第5次の行政改革大綱・実施計画に基づく取り組みを進めてきました。

《過去の実績》

	計画期間	項目数	効果額	目標額
第1次	昭和63年度～	(大綱のみの策定)		
第2次	平成 9～11年度	64項目	3億9,195万円	
第3次	平成13～15年度	32項目	5億 518万円	
第4次	平成17～23年度	48項目	4億6,177万円	
第5次	平成24～26年度	14項目	4億 173万円 (平成24・25年度分の効果額)	5億4,900万円

経費削減をはじめ、事務事業の見直しによる事業の統廃合、負担金・補助金等の適正化、使用料・手数料の適正化、民間活力の推進などに取り組み、その効果額は上記のとおりで、平成25年度末時点の累計では約17億6,063万円の効果となっています。また、行政コスト削減に関する取り組みだけでなく、情報公開の推進や窓口事務の改善など、質の高い行政サービスの提供に関する取り組みも合わせて進め、透明性の高い簡素で効率的・合理的な行政運営に関し、一定の成果が得られました。

更には、行政改革においてその効果や注目度が高い町職員数の削減に関し、第2次から継続して実施している定員管理計画の見直しや推進、技能労務職に係る退職者不補充などの取り組みにより、ピークである平成8年の402人から比較すると平成25年では350人となっており、52人・約13%の削減が図られています。この現在の職員数は、職員1人あたりの住民数(※)という点から見た場合、類似団体の平均（葉山町、大磯町、二宮町、湯河原町、愛川町の5団体の平均）が113.93人、神奈川県内の全市町村の平均が127.33人であるのに対し、町は136.99人となっており、それぞれの平均を上回る住民数となっていることから、これまでの行政改革の取り組み等により、効率的な行政運営が図られていると判断できます。

(※)職員1人あたりの住民数 … 『神奈川県市町村定員管理ダイジェスト 平成25年度』の「第2表 市町村別・会計別職員1人当たりの住民数」から、数値を引用

2. 町を取り巻く今の状況

我が国の社会情勢は、少子高齢化への進行が著しく、今後、医療・年金・介護・生活保護などの社会保障に関する経費等の更なる増加が見込まれています。また、国では「地方創生^(※)」を政策の大きな柱の一つに掲げ、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」や「地域に即した地域課題の解決」など、地方が成長する活力を取り戻すとともに、人口減少克服に取り組む方針を打ち出しているところです。

このような状況の中、町を取り巻く環境の急速な変化や、複雑かつ多様化する住民ニーズへの対応はもちろんのこと、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に取り組む必要があり、「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、「地域の魅力づくり」や「個性あるまちづくり」に関する政策・施策の創造に知恵をしばることが不可欠となっています。

具体的には、定住促進やにぎわい創出、産業の活性化、子育て支援や教育環境の充実、更なる安全・安心のための防犯対策・防災対策、情報通信技術やクリーンエネルギーの有効活用などの様々な取り組みが想定され、今すでに行っている事業を改善・拡充したり、新たな事業を始めることが必要な状況です。

(※)地方創生 … 人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す取り組み。平成26年9月3日に「まち・ひと・しごと創生本部」が内閣府に設置された。

3. 第6次行政改革プランの必要性

上記のとおり、既存事業の改善・拡充や新規事業の開始などが必要な状況ですが、その実施にあたっては、担当課の新設や担当職員の増員、必要経費の増額など、組織の強化や財政面での措置が前提条件となります。

しかしながら、現状のままでは次の理由からその前提条件が厳しい状態であり、このことが現在の町の大きな課題と捉えます。

○これまでの行政改革等の取り組みにより、コストや職員数の面で縮減を図り、組織のスリム化が進んでいること、また、この間には国の地方分権（地域主権）改革による地方自治体への事務・権限の移譲や、介護保険制度・後期高齢者医療制度・情報公開制度・個人情報保護制度等の新しい制度の施行などにより町の業務のあり方が大きく変化し

たことなどを要因として、職員1人あたりの業務量が増加し、新たな課題等に対応するための余力が乏しい状態である。

○町の財政面では、少子高齢化に伴い公共的なサービスへの需要が高まる一方、生産年齢人口の減少等も推計されており、アベノミクス効果により国内企業は徐々に回復基調に転じていると言われているが、地方経済はまだまだ厳しい状況にある。

こういった状況を踏まえると、安易に組織を肥大化することはできず、今ある限られた人材（職員）や財源を最大限活かしながら、より効率的に行政運営を行うための体制をつくとともに、事業を効率的・効果的に実施するために職員の企画やマネジメントに関する能力、創意工夫の姿勢などを向上させる必要があります。また、複雑かつ多様化する住民ニーズへの対応や、人口減少克服・地方創生という難しい課題に対しては、これまでのように各部・課等の単体で施策や事業を考えるのではなく、関係する部・課等の連携をより強化する必要があります。

そこで、第6次寒川町行政改革プランではこの課題解決に向けて、「より柔軟で効率的な行政体制の構築」を目指し、その実現に向けた取り組みを進めることとします。

4. 第6次行政改革プランの目標

「より柔軟で効率的な行政体制の構築」として、**施策・事業間の連携を強化する調整機能を持った組織の設置や職員の配置を行う**ことを第6次行政改革プランの目標とします。

公共サービスの向上を図るため、従来の縦割りの施策展開から、横の連携と行政組織内のマネジメント力を強化することで、施策・事業間の相乗効果を上げ、住民ニーズに的確に対応した施策・事業を推進します。

なお、各取り組みにおける具体の目標値については、進行管理表で管理するものとします。

5. 目標の実現に向けた取り組み

目標の実現に向け、第6次行政改革プランでは、次の3つの項目を基本項目として、取り組みを進めます。

○アウトソーシングの推進

アウトソーシングは、一般的には「業務の外部委託」という意味ですが、ここでは、公共サービスの向上、効率的な行政運営を実現するために、民間のヒト（人材）、モノ（施設等）、カネ（資金）、ノウハウ（専門性）といった外部資源を積極的に活用することを言います。

近年の指定管理者制度やPFI法の施行など、公共サービスの提供の主体が行政から民間企業等へ移行するなど、行政運営のあり方が多様化・拡大化しているという動きの中で、行政が求められる役割というものも、「公共サービスの直接の実施者」から「サービス担い手の育成者や支援・監督者」という企画・管理的な業務へ移りつつあると言えます。

このような動向を踏まえ、「民間でできることは民間に委ねる」ことにより、民間のノウハウを利活用することによる公共サービスの向上を狙うとともに、外部資源を活用することで、行政が行うべき業務へ正規職員を適正に配置することによる企画やマネジメントといった行政機能の向上を目的に、アウトソーシングの推進に取り組みます。

なお、アウトソーシングの推進にあたっては、行政と民間との適切な役割分担のもと、住民サービスの低下、委託費用の硬直化、緊急時対応の遅滞、個人情報漏洩などの事態を招くことがないように、適切な行政責任の確保を図ります。

○広域連携の推進

高度経済成長期以降の交通網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達・普及により、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備や公共施設の相互利用など、広域的な行政サービスに対する住民ニーズは高まっています。また、少子高齢化や環境問題、情報化の進展などの多様化・高度化する行政課題への的確な対応が求められていますが、1つの問題が1つの市町村の枠組みでは収まらず、他の市町村を含めた広域的な対応が求められることも多くなっています。

このような状況の中で、公共サービスを向上させたり、行政課題を解決するためには、単独の市町村で取り組むのではなく、複数の市町村で連携して取り組む必要があるとともに、スケールメリットを活かすことで財政面の負担を軽減する効果もあります。

広域連携を推進することで、地域の実情に合った効果的・効率的な行政運営を図り、もって公共サービスの向上を図ります。

○より柔軟で効率的な行政体制の構築

前述の「アウトソーシングの推進」と「広域連携の推進」の進捗により変化した業務内容や業務量などを把握するとともに、生じた効果（他に活用できる正規職員の創出等）を従来の縦割り組織ではない横の連携を強化する組織づくりと、職員の能力・能率向上に資する環境・基盤づくりに活用し、もって柔軟で効率的な行政体制を構築します。

6. 取り組み内容の詳細

前述した「アウトソーシングの推進」と「広域連携の推進」、そして、それらの推進に伴う「柔軟で効率的な行政体制の構築」の3つを基本項目とし、その具体的な取り組みを個別項目・課等別の取り組み項目とします。

なお、現時点で想定される個別項目と課等別の取り組み項目は次ページの《参考掲載》のとおりですが、個別項目と課等別の取り組み項目については本プランの掲載内容とはせずに行進管理表で管理するものとし、目標の達成に向けて、随時、修正・追加などの変更をするものとします。

また、今回の第6次行政改革プランは、これまでの行政改革のように「削減・縮減」を主とした取り組みではありませんが、現在の町の財政状況ではむやみに経費を増大することはできないことから、各種取り組みにおいては次の条件を基に取り組みを進めることとします。

$\frac{\text{〈取り組み後〉アウトソーシング等に係る経費}}{\text{〈取り組み前〉正規職員が直接実施した場合の経費(人件費・運営費等)}} < 1$

《参考掲載》

第6次寒川町行政改革プラン 取り組み想定内容

この想定項目については、今後、状況の変化等に応じて随時、内容を変更するため、参考掲載としています。

＜平成27年度当初＞

基本項目				
個別項目				
課等別の取り組み項目		進行管理責任者	実施責任者	取り組み期間(※)
I アウトソーシングの推進				
1. 指定管理者制度の活用				
(1) 町立公民館	①町民センター	教育次長	町民センター館長	短期
	②北部公民館	教育次長	北部公民館長	短期
	③南部公民館	教育次長	南部公民館長	短期
(2) 寒川総合図書館		教育次長	寒川総合図書館長	短期
(3) 寒川文書館		総務部長	寒川文書館長	短期
(4) 田端スポーツ公園		健康子ども部長	健康・スポーツ課長	短期
2. PFI手法等の活用に係る検討				
(1) (仮称)健康福祉総合センターの建設		福祉部長	福祉課長	短期
(2) 町営プール及び町営さむかわ庭球場の改修		健康子ども部長	健康・スポーツ課長	短期
3. 事務事業における外部資源の活用				
(1) 税務課「窓口等事務」		総務部長	税務課長	短期
(2) 収納対策課「電話対応事務」		総務部長	収納対策課長	短期
(3) 町民窓口課「窓口等事務」		町民部長	町民窓口課長	短期
(4) 高齢介護課「窓口等事務」		福祉部長	高齢介護課長	短期
(5) 高齢介護課「財務補助事務」		福祉部長	高齢介護課長	短期
(6) 健康・スポーツ課「窓口等事務」		健康子ども部長	健康・スポーツ課長	短期
(7) 健康・スポーツ課「健診・検診事務」		健康子ども部長	健康・スポーツ課長	短期
(8) 環境課「窓口等事務」		環境経済部長	環境課長	短期
(9) 会計課「財務補助事務」		会計管理者	会計課長	短期
(10) 学校教育課「財務補助事務」		教育次長	学校教育課長	短期
(11) 議事録作成事務		町民部長	協働文化推進課長	短期
II 広域連携の推進				
1. 近隣市との連携				
(1) 湘南広域都市行政協議会(藤沢市・茅ヶ崎市)での連携 ※『湘南広域都市行政協議会年度事業計画』における取り組み		企画政策部長	企画政策課長	継続
(2) 茅ヶ崎市との連携 ※『茅ヶ崎市・寒川町広域連携施策推進計画』における取り組み		企画政策部長	企画政策課長	継続
III 柔軟で効率的な行政体制の構築				
1. 職員の能力・能率向上に資する環境・基盤づくり				
(1) 職員配置の適正化		総務部長	総務課長	長期
(2) 時差出勤制度の導入		総務部長	総務課長	短期
(3) 多様な任用形態の活用		総務部長	総務課長	継続
(4) 能力開発研修の強化		総務部長	総務課長	継続
2. 横の連携を強化する組織づくり				
(1) 行政組織の見直し		総務部長	総務課長	長期

(※)「取り組み期間」については次の内容を目標として取り組みを進めます。

短期：早期に方針を決定し、2年目終了時までには導入・実施することを目標に取り組みを進めます。

長期：本プランの期間満了時に導入・実施することを目標に取り組みを進めます。

継続：本プランの期間全体(3年間)を通して、取り組みを進め、実施します。

7. 第6次行政改革プランの期間

町総合計画後期基本計画第2次実施計画期間に合わせ、平成27年度から平成29年度までの3カ年計画とします。

8. 推進体制

プラン全体の進行管理については町長を本部長とする「寒川町行政改革推進本部」が行い、個別項目の実施については所管課等の長が、進行管理については所管部等の長が責任者となることにより、プランの着実な推進に向け責任の所在を明確にするとともに、役場内での情報共有を図り、類似事務等にも反映させるなど、役場全体で取り組むものとします。

また、各年度の半期ごとの実施結果については、ホームページ等を通じて町民に公表するとともに、「寒川町行政改革推進委員会」及び町議会へ報告し、意見を求め、次年度以後の計画に反映させるなど、推進に努めます。

9. モニタリング項目

第5次寒川町行政改革実施計画に掲げた項目のうち、今後も推移を観察する必要があるものとして、次の項目については年度末に数値の把握を行うこととします。

モニタリング項目	モニタリングの対象	所管課等の名称
財政支援団体(※)への補助の見直し	1. 社会福祉協議会	福祉課
	2. シルバー人材センター	高齢介護課
	3. 商工会	産業振興課
	4. 観光協会	産業振興課
徴収金収納率の維持向上	1. 町税	収納対策課
	2. 介護保険料	高齢介護課
	3. 国民健康保険料	保険年金課
	4. 保育料	子ども青少年課
人件費の見直し	1. 人件費総額	総務課
	2. 給料及び職員手当	総務課
	3. 共済費	総務課

(※)この表の財政支援団体とは、町の事務事業と密接に関連した業務や、行政を補完する業務を行っている団体であり、かつ、町が継続的に人的・財政的支援を行っている関係から運営等について指導・助言をしうる団体として、上記4団体を指すものです。